

議案第 79 号

墨田区手数料条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 3 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

墨田区手数料条例（平成 12 年墨田区条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表 3 建築・都市計画・土木関係の部 1 の項中「計画に、建築基準法」を「計画に、同法」に、「建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 9 条の 3 に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査」を「同法第 6 条の 3 第 1 項各号に掲げる確認審査」に、「5,600 円」を「6,900 円」に、「9,400 円」を「13,000 円」に、「14,000 円」を「21,000 円」に、「もの 19,000 円」を「もの 25,000 円」に改め、同部 6 の項中「11,000 円」を「15,000 円」に、「12,000 円」を「17,000 円」に、「16,000 円」を「25,000 円」に、「23,000 円」を「31,000 円」に改め、同部 9 の項中「9,900 円」を「12,000 円」に、「11,000 円」を「16,000 円」に、「もの 15,000 円」を「もの 23,000 円」に、「21,000 円」を「29,000 円」に改め、同部 46 の 8 の項中「建築基準法施行令」の次に「（昭和 25 年政令第 338 号）」を加え、同部 60 の項中「この項から 69 の項までにおいて」を削り、同部 66 の項から 70 の項までを次のように改める。

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）第 54 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請であって、当該申請に併せて区長が指定する者（以下「適合性確認機関」という。）が作成した同	適合証が提出された場合における低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	1 件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 2 項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物につき 1 の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。	認定申請のとき。
--	-----------------------------------	---	----------

66	項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（以下この項から69の項までにおいて「適合証」という。）が提出されたものに対する審査	(1) 一戸建ての住宅 5, 800円 (2) (1)以外の建築物 ア 住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。） (ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11, 300円 (イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの 23, 800円 (ロ) 当該部分の床面積の合計が2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの 52, 800円 (ハ) 当該部分の床面積の合計が5, 000平方メートル以上10, 000平方メートル未満のもの 94, 700円 (ニ) 当該部分の床面積の合計が10, 000平方メートルのもの 119, 000円 イ 非住宅部分（基準省令第1条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。） (ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11, 300円 (イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1, 000平方メートル未満のもの 19, 500円 (ロ) 当該部分の床面積の合計が1, 000平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの 23, 800円 (ハ) 当該部分の床面積の合計が2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの 52, 800円 (ニ) 当該部分の床面積の合計が5, 000平方メートル以上10, 000平方メートル未満のもの 94, 700円 (ホ) 当該部分の床面積の合計が10, 000平方メートル以上20, 000平方メートル未満のもの 119, 000円 (ヘ) 当該部分の床面積の合計が20, 000平方メートル以上50, 000平方メートル未満のもの 238, 000円 (ニ) 当該部分の床面積の合計が50, 000平方メートル以上のもの 238, 000円
----	--	---

			トル以上2, 0 0 0平方メートル未満のもの 31, 6 0 0円 (エ) 当該部分の床面積の合計が2, 0 0 0平方メートル以上5, 0 0 0平方メートル未満のもの 94, 3 0 0円 (オ) 当該部分の床面積の合計が5, 0 0 0平方メートル以上1 0, 0 0 0平方メートル未満のもの 1 4 9, 0 0 0円 (カ) 当該部分の床面積の合計が1 0, 0 0 0平方メートルのもの 1 8 8, 0 0 0円	
都市の低炭素化の促進に関する法律第5 4条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請であって、当該申請に併せて適合性確認機関が作成した適合証が提出された場合以外のものに対する審査	適合証が提出された場合以外の場合における低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第5 4条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物につき1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。 (1) 一戸建ての住宅 ア 誘導仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和4年国土交通省告示第1 1 0 6号）をいう。以下同じ。）による場合 (イ) 当該住宅の床面積の合計が2 0 0平方メートル未満のもの 2 0, 7 0 0円 (ロ) 当該住宅の床面積の合計が2 0 0平方メートル以上1 0, 0 0 0平方メートル以下のもの 2 2, 2 0 0円 イ 仕様・計算併用法（住宅部分の外皮性能を誘導仕様基準により評価し、住宅部分の基準省令第1条第1項	認定申請のとき。	

				第1号イの一次エネルギー消費量（以下この項及び70の3の項において「一次エネルギー消費量」という。）を基準省令第10条第2号ロ(1)の基準により評価する方法又は住宅部分の外皮性能を基準省令第10条第2号イ(1)の基準により評価し、一次エネルギー消費量に係る基準への適合を誘導仕様基準により評価する方法をいう。以下この項、69の項、74の項及び76の項において同じ。）による場合 (7) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 30,100円 (4) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの 33,200円 ウ 標準計算法（基準省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準により評価する方法をいう。以下この項、69の項、74の項及び76の項において同じ。）による場合 (7) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 40,200円 (4) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの 44,900円 (2) (1)以外の建築物 ア 住宅部分 (7) 誘導仕様基準による場合 a 当該部分の床面積の合計が300平方メー	
--	--	--	--	---	--

- トル未満のもの 38,700円
- b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 66,900円
- c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 120,000円
- d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 183,000円
- (イ) 仕様・計算併用法による場合
- a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 59,800円
- b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 100,000円
- c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 175,000円
- d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 256,000円
- e 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの 304,000円
- (ロ) 標準計算法による場合
- a 当該部分の床面積の合計が300平方メー

				トル未満のもの 81,000円	
			b	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 135,000円	
			c	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 229,000円	
			d	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 329,000円	
			e	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの 390,000円	
			イ	非住宅部分	
			(7)	モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷（以下この項において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。以下69の項、74の項及び76の項において同じ。）による場合	
			a	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 102,000円	
			b	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	

				129,000円	
			c	当該部分の床面積の 合計が1,000平方 メートル以上2,00 0平方メートル未満の もの 171,000 円	
			d	当該部分の床面積の 合計が2,000平方 メートル以上5,00 0平方メートル未満の もの 276,000 円	
			e	当該部分の床面積の 合計が5,000平方 メートル以上10,0 00平方メートル未満 のもの 361,00 0円	
			f	当該部分の床面積の 合計が10,000平 方メートルのもの 4 34,000円	
			(4)	標準入力法等（実際の 設計仕様の条件を基に算 定した一次エネルギー消 費量及び屋内周囲空間の 年間熱負荷を用いて評価 する方法をいう。以下6 9の項、74の項及び7 6の項において同じ。） による場合	
			a	当該部分の床面積の 合計が300平方メー トル未満のもの 26 6,000円	
			b	当該部分の床面積の 合計が300平方メー トル以上1,000平 方メートル未満のもの 334,000円	
			c	当該部分の床面積の 合計が1,000平方 メートル以上2,00 0平方メートル未満の もの 431,000 円	

			d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 615,000円 e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 758,000円 f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの 896,000円	
都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請であって、当該申請に併せて適合性確認機関が作成した適合証が提出されたものに対する審査	適合証が提出された場合における低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物につき1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。 (1) 一戸建ての住宅 4,100円 (2) (1)以外の建築物 ア 住宅部分 (7) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8,000円 (4) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 16,700円 (7) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 37,000円 (エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	変更認定申請のとき。	

68			66,500円 (㌥) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの 83,500円 イ 非住宅部分 (㌦) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8,000円 (㌧) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 13,800円 (㌨) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 22,200円 (㌩) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 66,100円 (㌪) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 104,000円 (㌫) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの 132,000円	
	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請であって、当該申請に併せて適合性確認機関が作成した適合証が提出された場合以外のものに対する審査	適合証が提出された場合以外の場合における低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物につき1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。 (1) 一戸建ての住宅 ア 誘導仕様基準による場合 (㌦) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル	変更認定申請のとき。

			未満のもの 14,300円	
			(イ) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの 15,100円	
		イ	仕様・計算併用法による場合	
			(7) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 21,100円	
			(イ) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの 23,300円	
		ウ	標準計算法による場合	
			(7) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 28,300円	
			(イ) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの 31,500円	
		(2)	(1)以外の建築物	
		ア	住宅部分	
			(7) 誘導仕様基準による場合	
			a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 26,800円	
			b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 46,500円	
			c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 84,800円	
			d 当該部分の床面積の	

- 合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの 127,000円
- (イ) 仕様・計算併用法による場合
- a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 42,000円
- b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 70,500円
- c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 122,000円
- d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 179,000円
- e 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの 213,000円
- (ロ) 標準計算法による場合
- a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 56,800円
- b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 94,600円
- c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 161,000円

				円	
				d 当該部分の床面積の 合計が5,000平方 メートル以上10,0 00平方メートル未満 のもの 231,00 0円	
				e 当該部分の床面積の 合計が10,000平 方メートルのもの 2 73,000円	
			イ 非住宅部分		
			(7) モデル建物法による場 合		
			a 当該部分の床面積の 合計が300平方メー トル未満のもの 71, 600円		
			b 当該部分の床面積の 合計が300平方メー トル以上1,000平 方メートル未満のもの 91,100円		
			c 当該部分の床面積の 合計が1,000平方 メートル以上2,00 0平方メートル未満の もの 119,000 円		
			d 当該部分の床面積の 合計が2,000平方 メートル以上5,00 0平方メートル未満の もの 193,000 円		
			e 当該部分の床面積の 合計が5,000平方 メートル以上10,0 00平方メートル未満 のもの 253,00 0円		
			f 当該部分の床面積の 合計が10,000平 方メートルのもの 3 04,000円		
			(4) 標準入力法等による場 合		

			a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 186,000円 b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 234,000円 c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 301,000円 d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 430,000円 e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 531,000円 f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの 627,000円	
建築基準法第6条4項及び同法第18条第3項に基づく審査の中で行う建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項ただし書又は第12条第2項ただし書の規定に基づく仕様基準又は誘導仕様基準による審査（同法第11条に規定する特定建築行為が建築物のエネルギー消費性能向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに該当する場合に限る。）	建築基準法第6条4項及び同法第18条第3項に基づく審査の中で行う仕様基準又は誘導仕様基準審査手数料	1件につき、次に掲げる額	(1) 一戸建ての住宅 ア 当該住宅の床面積の合計が30平方メートル以内のもの 2,500円 イ 当該住宅の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 4,700円 ウ 当該住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 7,800円 エ 当該住宅の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 9,400円	確認申請又は計画通知のとき。

70			(2) 一戸建ての住宅以外の住宅 ア 当該住宅の床面積の合計が30平方メートル以内のもの 4,300円 イ 当該住宅の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 8,200円 ウ 当該住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 13,300円 エ 当該住宅の床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 15,900円 オ 当該住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 22,300円 カ 当該住宅の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 31,300円 キ 当該住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 50,100円 ク 当該住宅の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 68,900円	
----	--	--	---	--

別表 3 建築・都市計画・土木関係の部70の項の次に次のように加える。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定であって、計画提出又は計画通知に併せて区長が別に定める同法第10条第1項に掲げる基準に適合していることを示す	適合証が提出された場合における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	1件につき、次に掲げる額 (1) 一戸建ての住宅 5,800円 (2) (1)以外の建築物 ア 住宅部分 (7) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,300円	計画提出又は計画通知のとき。
---	-------------------------------------	--	----------------

70 の2	書類（以下この項から72の項までにおいて「適合証」という。）が提出されたものに対する審査	(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 23,800円 (ロ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 52,800円 (ハ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 94,700円 (ニ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 119,000円 (ホ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 148,000円 イ 非住宅部分 (ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,300円 (イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 19,500円 (ロ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 31,600円 (ハ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 94,300円 (ニ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方
----------	--	--

			方メートル未満のもの 149,000円 (カ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 188,000円 (キ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 235,000円	
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定であって、計画提出又は計画通知に併せて適合証が提出された場合以外のものに対する審査	適合証が提出された場合以外の場合における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	1件につき、次に掲げる額 (1) 一戸建ての住宅 ア 仕様基準又は誘導仕様基準による場合 (ア) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,700円 (イ) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,200円 イ 仕様・計算併用法（住宅部分の外皮性能を、仕様基準若しくは誘導仕様基準により評価し、住宅部分の一次エネルギー消費量を基準省令第1条第1項第2号ロ(1)若しくは第10条第2号ロ(1)の基準により評価する方法又は住宅部分の外皮性能を基準省令第1条第1項第2号イ(1)若しくは同省令第10条第2号イ(1)の基準により評価し、一次エネルギー消費量に係る基準への適合を仕様基準若しくは誘導仕様基準により評価する方法をいう。以下この項、72の項及び78の項において同じ。）による場合 (ア) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 30,100円 (イ) 当該住宅の床面積の合	計画提出又は計画通知のとき。	

			計が200平方メートル以上のもの 33, 200円	
		ウ	標準計算法（基準省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)により評価する方法又は第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準により評価する方法をいう。以下この項、72の項及び78の項において同じ。）による場合	
		(7)	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 40, 200円	
		(4)	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 44, 900円	
		(2)	(1)以外の建築物	
		ア	住宅部分	
		(7)	仕様基準又は誘導仕様基準による場合	
		a	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 38, 700円	
		b	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの 66, 900円	
		c	当該部分の床面積の合計が2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの 120, 000円	
		d	当該部分の床面積の合計が5, 000平方メートル以上のもの 183, 000円	
		(4)	仕様・計算併用法による場合	
		a	当該部分の床面積の合計が300平方メー	

				トル未満のもの 59,800円	
			b	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 100,000円	
			c	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 175,000円	
			d	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 256,000円	
			e	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 304,000円	
			f	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 354,000円	
			(7)	標準計算法による場合	
			a	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 81,000円	
			b	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 135,000円	
			c	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 229,000円	
			d	当該部分の床面積の合計が5,000平方	

メートル以上10,000平方メートル未満のもの 329,000円

e 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 390,000円

f 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 449,000円

イ 非住宅部分の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下同じ。）のみの場合

(7) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,300円

(i) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 19,500円

(7) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 31,600円

(エ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 94,300円

(カ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 149,000円

				(カ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 188,000円	
				(キ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 235,000円	
			ウ イ以外の非住宅部分の場合		
			(7) モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。以下この項、72の項及び78の項において同じ。）による場合		
			a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	102,000円	
			b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	129,000円	
			c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	171,000円	
			d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	276,000円	
			e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	361,000円	
			f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上のもの	456,000円	

				方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 434,000円 g 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 509,000円 (4) 標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。以下この項、72の項及び78の項において同じ。）による場合 a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 266,000円 b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 334,000円 c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 431,000円 d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 615,000円 e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 758,000円 f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未	
--	--	--	--	--	--

			満のもの 896,000円 g 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1,020,000円	
--	--	--	--	--

別表 3 建築・都市計画・土木関係の部 7 1 の項から 7 8 の項までを次のように改める。

7 1	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 1 1 条第 2 項又は第 1 2 条第 3 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定であって、変更計画提出又は変更計画通知に併せて適合証が提出されたものに対する審査	適合証が提出された場合における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	1 件につき、次に掲げる額 (1) 一戸建ての住宅 4, 1 0 0 円 (2) (1)以外の建築物 ア 住宅部分 (ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8, 0 0 0 円 (イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2, 0 0 0平方メートル未満のもの 16, 7 0 0 円 (ロ) 当該部分の床面積の合計が2, 0 0 0平方メートル以上5, 0 0 0平方メートル未満のもの 37, 0 0 0 円 (ハ) 当該部分の床面積の合計が5, 0 0 0平方メートル以上10, 0 0 0平方メートル未満のもの 66, 5 0 0 円 (ニ) 当該部分の床面積の合計が10, 0 0 0平方メートル以上25, 0 0 0平方メートル未満のもの 83, 5 0 0 円 (ホ) 当該部分の床面積の合計が25, 0 0 0平方メートル以上のもの 103, 0 0 0 円 イ 非住宅部分 (ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8, 0 0 0	変更計画提出又は変更計画通知のとき。
-----	---	---	--	--------------------

			円 (イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 13,800円 (ロ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 22,200円 (ハ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 66,100円 (ニ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 104,000円 (ホ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 132,000円 (ヘ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 165,000円	
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定であって、変更計画提出又は変更計画通知に併せて適合証が提出された場合以外のものに対する審査	適合証が提出された場合以外の場合における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	1件につき、次に掲げる額 (1) 一戸建ての住宅 ア 仕様基準又は誘導仕様基準による場合 (ア) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,300円 (イ) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 15,100円 イ 仕様・計算併用法による場合 (ア) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 21,100円	変更計画提出又は変更計画通知のとき。

			0円	
			(イ) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,300円
		ウ	標準計算法による場合	
			(7) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	28,300円
			(イ) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	31,500円
		(2)	(1)以外の建築物	
		ア	住宅部分	
			(7) 仕様基準又は誘導仕様基準による場合	
			a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,800円
			b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,500円
			c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	84,800円
			d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	127,000円
			(イ) 仕様・計算併用法による場合	
			a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	42,000円
			b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	70,500円

				c 当該部分の床面積の 合計が2,000平方 メートル以上5,00 0平方メートル未満の もの 122,000 円	
				d 当該部分の床面積の 合計が5,000平方 メートル以上10,0 00平方メートル未満 のもの 179,00 0円	
				e 当該部分の床面積の 合計が10,000平 方メートル以上25, 000平方メートル未 満のもの 213,0 00円	
				f 当該部分の床面積の 合計が25,000平 方メートル以上のもの 248,000円	
			(7)	標準計算法による場合	
			a	当該部分の床面積の 合計が300平方メー トル未満のもの 56, 800円	
			b	当該部分の床面積の 合計が300平方メー トル以上2,000平 方メートル未満のもの 94,600円	
			c	当該部分の床面積の 合計が2,000平方 メートル以上5,00 0平方メートル未満の もの 161,000 円	
			d	当該部分の床面積の 合計が5,000平方 メートル以上10,0 00平方メートル未満 のもの 231,00 0円	
			e	当該部分の床面積の 合計が10,000平 方メートル以上25, 000平方メートル未 満のもの 213,0 00円	

- 000平方メートル未
満のもの 273,0
00円
- f 当該部分の床面積の
合計が25,000平
方メートル以上のもの
314,000円
- イ 非住宅部分の用途が工場
等のみの場合
- (7) 当該部分の床面積の合
計が300平方メートル
未満のもの 8,000
円
- (i) 当該部分の床面積の合
計が300平方メートル
以上1,000平方メー
トル未満のもの 13,
800円
- (ii) 当該部分の床面積の合
計が1,000平方メー
トル以上2,000平方
メートル未満のもの 2
2,200円
- (iii) 当該部分の床面積の合
計が2,000平方メー
トル以上5,000平方
メートル未満のもの 6
6,100円
- (iv) 当該部分の床面積の合
計が5,000平方メー
トル以上10,000平
方メートル未満のもの
104,000円
- (v) 当該部分の床面積の合
計が10,000平方メ
ートル以上25,000
平方メートル未満のもの
132,000円
- (vi) 当該部分の床面積の合
計が25,000平方メ
ートル以上のもの 16
5,000円
- ウ イ以外の非住宅部分の場
合
- (7) モデル建物法による場
合
- a 当該部分の床面積の

				合計が３００平方メートル未満のもの　７１，６００円	
			b	当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの　９１，１００円	
			c	当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　１１９，０００円	
			d	当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの　１９３，０００円	
			e	当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの　２５３，０００円	
			f	当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のもの　３０４，０００円	
			g	当該部分の床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のもの　３５７，０００円	
			(4)	標準入力法等による場合	
			a	当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　１８６，０００円	
			b	当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの　２３４，０００円	

			c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 301,000円 d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 430,000円 e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 531,000円 f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 627,000円 g 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 715,000円	
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請であって、当該申請に併せて区長が別に定める同項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（以下この項から76の項までにおいて「適合証」という。）が提出されたものに対する審査	適合証が提出された場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物につき1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。 (1) 一戸建ての住宅 5,800円 (2) (1)以外の建築物 ア 住宅部分 (ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,300円 (イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メー	認定申請のとき。

トル未満のもの 23,
800円

(㊦) 当該部分の床面積の合
計が2,000平方メー
トル以上5,000平方
メートル未満のもの 5
2,800円

(㊧) 当該部分の床面積の合
計が5,000平方メー
トル以上10,000平
方メートル未満のもの
94,700円

(㊨) 当該部分の床面積の合
計が10,000平方メ
ートル以上25,000
平方メートル未満のもの
119,000円

(㊩) 当該部分の床面積の合
計が25,000平方メ
ートル以上のもの 14
8,000円

イ 非住宅部分

(㊪) 当該部分の床面積の合
計が300平方メー
トル未満のもの 11,30
0円

(㊫) 当該部分の床面積の合
計が300平方メー
トル以上1,000平方メ
ートル未満のもの 19,
500円

(㊬) 当該部分の床面積の合
計が1,000平方メー
トル以上2,000平方
メートル未満のもの 3
1,600円

(㊭) 当該部分の床面積の合
計が2,000平方メー
トル以上5,000平方
メートル未満のもの 9
4,300円

(㊮) 当該部分の床面積の合
計が5,000平方メー
トル以上10,000平
方メートル未満のもの
149,000円

(㊯) 当該部分の床面積の合

			計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 188,000円 (※) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 235,000円	
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請であって、当該申請に併せて適合証が提出された場合以外のものに対する審査	適合証が提出された場合以外の場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物につき1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。 (1) 一戸建ての住宅 ア 誘導仕様基準による場合 (7) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,700円 (4) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,200円 イ 仕様・計算併用法による場合 (7) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 30,100円 (4) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 33,200円 ウ 標準計算法による場合 (7) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 40,200円 (4) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 44,900円 (2) (1)以外の建築物 ア 住宅部分	認定申請のとき。	

					(7) 誘導仕様基準による場合	
					a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 38,700円	
					b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 66,900円	
					c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 120,000円	
					d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 183,000円	
					(4) 仕様・計算併用法による場合	
					a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 59,800円	
					b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 100,000円	
					c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 175,000円	
					d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 256,000円	
					e 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,	

- 000平方メートル未満のもの 304,000円
- f 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 354,000円
- (7) 標準計算法による場合
- a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 81,000円
- b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 135,000円
- c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 229,000円
- d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 329,000円
- e 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 390,000円
- f 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 449,000円
- イ 非住宅部分
- (7) モデル建物法による場合
- a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 102,000円
- b 当該部分の床面積の

				合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 129,000円	
			c	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 171,000円	
			d	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 276,000円	
			e	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 361,000円	
			f	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 434,000円	
			g	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 509,000円	
			(4)	標準入力法等による場合	
			a	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 266,000円	
			b	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 334,000円	
			c	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	

			もの 431,000円 d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 615,000円 e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 758,000円 f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 896,000円 g 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの1,020,000円	
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請であって、当該申請に併せて適合証が提出されたものに対する審査	適合証が提出された場合における建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物につき1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。 (1) 一戸建ての住宅 4,100円 (2) (1)以外の建築物 ア 住宅部分 (ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8,000円 (イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 16,	変更認定申請のとき。	

700円

(7) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 37,000円

(エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 66,500円

(カ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 83,500円

(キ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 103,000円

イ 非住宅部分

(7) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8,000円

(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 13,800円

(ロ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 22,200円

(エ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 66,100円

(カ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 104,000円

(キ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メ

			メートル以上25,000平方メートル未満のもの 132,000円 (※) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 165,000円	
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請であつて、当該申請に併せて適合証が提出された場合以外のものに対する審査	適合証が提出された場合以外の場合における建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物につき1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。 (1) 一戸建ての住宅 ア 誘導仕様基準による場合 (7) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,300円 (4) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 15,100円 イ 仕様・計算併用法による場合 (7) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 21,100円 (4) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 23,300円 ウ 標準計算法による場合 (7) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 28,300円 (4) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 31,500円 (2) (1)以外の建築物	変更認定申請のとき。

					ア 住宅部分
					(7) 誘導仕様基準による場合
				a	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 26,800円
				b	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 46,500円
				c	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 84,800円
				d	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 127,000円
				(4) 仕様・計算併用法による場合	
				a	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 42,000円
				b	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 70,500円
				c	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 122,000円
				d	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 179,000円
				e	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,

- 000平方メートル未満のもの 213,000円
- f 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 248,000円
- (7) 標準計算法による場合
- a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 56,800円
- b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 94,600円
- c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 161,000円
- d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 231,000円
- e 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 273,000円
- f 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 314,000円
- イ 非住宅部分
- (7) モデル建物法による場合
- a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 71,600円
- b 当該部分の床面積の

				合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 91,100円	
			c	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 119,000円	
			d	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 193,000円	
			e	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 253,000円	
			f	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 304,000円	
			g	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 357,000円	
			(イ)	標準入力法等による場合	
			a	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 186,000円	
			b	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 234,000円	
			c	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	

			もの 301,000円 d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 430,000円 e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 531,000円 f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 627,000円 g 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 715,000円	
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更（以下この項及び次項において「適合証」という。）が提出されたものに対する審査	適合証が提出された場合における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更（以下この項及び次項において「適合証」という。）が提出されたものに対する審査	1件につき、次に掲げる額 (1) 一戸建ての住宅 4,100円 (2) (1)以外の建築物 ア 住宅部分 (7) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8,000円 (4) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 16,700円 (7) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 37,000円 (エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	交付申請のとき。	

77			66,500円 (カ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 83,500円 (キ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 103,000円 イ 非住宅部分 (ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8,000円 (イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 13,800円 (ロ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 22,200円 (ハ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 66,100円 (ニ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 104,000円 (ホ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 132,000円 (ヘ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 165,000円	
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定に基づく建	適合証が提出された場合以外の場合	1件につき、次に掲げる額 (1) 一戸建ての住宅 ア 仕様基準又は誘導仕様基	交付申請のとき。

	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明の申請であって、当該申請に併せて適合証が提出された場合以外のものに対する審査	合における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明申請手数料	準による場合 (7) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,300円 (4) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 15,100円 イ 仕様・計算併用法による場合 (7) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 21,100円 (4) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 23,300円 ウ 標準計算法による場合 (7) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 28,300円 (4) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 31,500円 (2) (1)以外の建築物 ア 住宅部分 (7) 仕様基準又は誘導仕様基準による場合 a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 26,800円 b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 46,500円 c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 84,800円 d 当該部分の床面積の	
--	--	--	---	--

				合計が5,000平方メートル以上のもの 127,000円	
			(イ) 仕様・計算併用法による場合		
			a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	42,000円	
			b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	70,500円	
			c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	122,000円	
			d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	179,000円	
			e 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	213,000円	
			f 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	248,000円	
			(ロ) 標準計算法による場合		
			a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	56,800円	
			b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,600円	
			c 当該部分の床面積の		

- 合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 161,000円
- d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 231,000円
- e 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 273,000円
- f 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 314,000円
- イ 非住宅部分の用途が工場等のみの場合
- (7) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8,000円
- (イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 13,800円
- (7) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 22,200円
- (エ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 66,100円
- (カ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 104,000円

				(カ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 132,000円	
				(キ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 165,000円	
			ウ イ以外の非住宅部分の場合		
			(7) モデル建物法による場合		
			a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	71,600円	
			b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	91,100円	
			c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	119,000円	
			d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	193,000円	
			e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	253,000円	
			f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	304,000円	
			g 当該部分の床面積の		

			合計が 25,000 平方メートル以上のもの 357,000 円 (イ) 標準入力法等による場合 合 a 当該部分の床面積の 合計が 300 平方メートル未満のもの 186,000 円 b 当該部分の床面積の 合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの 234,000 円 c 当該部分の床面積の 合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 301,000 円 d 当該部分の床面積の 合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの 430,000 円 e 当該部分の床面積の 合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの 531,000 円 f 当該部分の床面積の 合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの 627,000 円 g 当該部分の床面積の 合計が 25,000 平方メートル以上のもの 715,000 円	
--	--	--	---	--

別表 3 建築・都市計画・土木関係の部備考 1 中「70 の項、71 の項、77 の項又は 78 の項」を「70 の 3 の項(2)ウ、72 の項(2)ウ又は 78 の項(2)ウ」に改め、同部備考 2 中「73 の項又は 75 の項」を「74 の項(2)イ又は 76 の項(2)イ」に改め、

同部備考3中「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に、「70の項(1)」を「70の2の項」に改め、同部備考4中「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に、「71の項(1)」を「71の項」に改め、同部備考6中「第4条第1項」を「第3条」に、「非住宅部分」を「建築物の部分」に改め、同部備考8から備考12までを次のように改める。

8 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。

9 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、この表の73の項又は74の規定により算出した額とする。

10 適合性判定手数料等（仕様基準又は誘導仕様基準以外による場合に限る。）又は向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準以外による場合に限る。）について、一戸建ての住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、住戸部分と共用部分の床面積の合計により算出した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の床面積は加算しない。

11 適合性判定手数料等（仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。）又は向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準による場合に限る。）について、一戸建ての住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、共用部分の床面積を除いた床面積の合計により算出した額とする。

12 気候風土適応住宅（基準省令第1条第1項第2号イただし書に規定する地域の気候及び風土に応じた住宅をいう。）の建築基準法第6条4項及び同法第

18条第3項に基づく審査の中で行う仕様基準審査手数料の額は、この表の70の項の場合とみなして算出した額とする。

別表 3 建築・都市計画・土木関係の部備考に次のように加える。

13 気候風土適応住宅の適合性判定手数料、気候風土適応住宅の変更に係る適合性判定手数料又は気候風土適応住宅の変更に軽微な変更に該当していることの証明手数料の額は、この表の70の3の項(1)若しくは(2)ア、72の項(1)若しくは(2)ア又は78の項(1)若しくは(2)に掲げる仕様・計算併用法による場合とみなして算出した額とする。

14 複合建築物の非住宅部分の用途が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第4条に規定する用途である場合における当該非住宅部分の適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に軽微な変更に該当していることの証明手数料の額は、この表の70の3の項(2)イ、72の項(2)イ又は78の項(2)イに掲げる工場等のみの場合とみなして算出した額とする。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等及び建築基準法の一部改正により、審査の対象となる建築物の範囲が拡大等されることに伴い、手数料を新設等するほか、所要の改正をする必要がある。